

Title	米價と關稅との關係に就て(下)
Author(s)	河田, 嗣郎
Citation	經濟論叢 (1925), 21(1): 44-64
Issue Date	1925-07-01
URL	<a href="http://dx.doi.org/10.14989/128300">http://dx.doi.org/10.14989/128300</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷一十二第

行發日一月七年四十正大

## 論叢

國債利子及官吏俸給の免稅……………法學博士 神戸 正雄

自殺統計論……………法學博士 財部 靜治

米價と關稅との關係に就て……………法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

商品堆積の理論……………經濟學士 谷口 吉彦

インフレーションの意義并に標準に就て……………經濟學士 小川福太郎

マクスの絶對地代と價值法則……………經濟學士 八木芳之助

## 雜錄

パンタレオニ氏業績の回顧……………經濟學士 松岡 孝兒

ジエームス・新マルサス主義……………經濟學士 岡崎 文規

統計拾穗抄……………法學博士 財部 靜治

京都帝國大學經濟學會大會記事……………委員 員

## 法令

大正十四年國勢調査施行令・失業統計調査令・船檢船查規定中ノ改正

(禁轉載)

## 米價と關稅との關係に就て (下)

河 田 嗣 郎

### 四 關稅と輸入米價

我國に於ける外國米輸入關稅が、米價に及ぼす影響を知らん爲めには、それが外國よりの輸入米に對して及ぼす影響と、それが内地産米に對して及ぼす影響とを、區別して探究せねばならぬが、それを爲すに就いては、又更に、それが外國米の産地市場に於ける價格に對して影響を及ぼす所あるや否やをも攷察してみなければならぬ。仍て先づその最後の方面から窺ふこととする。

我國に輸入さるゝ外國米の大部分は、英領印度、佛領印度及暹羅より供給さるゝのであるが、此等の地方より我國に向け輸出せらるゝ米穀の量は、其の生産總量に對して比較的僅少の部分に當るに過ぎざるは勿論のこと、其等の地方よりせらるゝ總輸出量に對する比較の上より之を見るも、やはりあまり大いなる部分を占むるに足らぬ。従て我國に於て此等諸地方よりの輸入米に對して禁止的な重稅が課せられ其の結果日本への輸入が杜絶する如きことの無い限りは、我國の輸入關稅の爲めに、此等の地方に於ける米價が直接に多大の影響を受くることはあり得ない。我國

に對して多額の輸出の行はるゝ場合と然らざる場合とでは、勿論此等輸出地に於ける米價に多少づゝ高低の差を生ずることあるべきは認めねばならぬ所だが、其の輸出量の多少は、我國に於ける輸入關稅の存否や高低に依つて左右せらるゝ所よりも、我國内の米穀生産狀況の豊凶如何に依つて左右せらるゝ所多きを思はなくてはならぬ。

然かも我國に在つては、よほど豐作の年は別とし、普通の年には何程かづゝは必ず外國米の輸入を爲す必要あり、内地産米と朝鮮及臺灣よりの移入米とだけでは、内地總需要を充し得ざる實狀にある次第なれば、たとへ輸入米關稅の存し又その率の高められたる際にも、依然として幾干量かの輸入は行はれ、之に依て生ずる輸入減の爲めに、輸出地に於ける米價が抑壓せらるゝ所は、眞に僅少に過ぎざるべきを否定し難い。同様に又關稅の免除又は低減の爲めに輸入が獎勵せられ、其結果として輸出地米價の刺戟されて騰貴する所も僅少に過ぎざるを信じ得べき理由がある。這間の事情については、私が前論文に之る論示した所と今日と多くの相違ある筈はない。

試に、明治三十八年初めて米穀輸入關稅の創定せられて以來、大正十二年に至るまでの年々に於ける、關稅の存否及其額と、米穀輸入量とを比照して示せば、左表の如き有様である。<sup>10)</sup>

米穀 關稅	米穀輸入量
----------	-------

明治三十八年六月三十一日迄 無 稅一

論叢 米價と關稅との關係に就て

第二十一卷 (第一號 四五) 四五

論叢 米價と關稅との關係に就て

第二十一卷 (第一號) 四六 四六

同 七月一日以後 六四、一  
 同 九月三十日迄 六四、一  
 同 十月一日以後 六四、〇  
 續 四、六三八、三六五

明治三十九年 六四、〇  
 二、四四〇、四三四

同 四十年 六四、〇  
 二、七〇八、一〇六

同 四十一年 六四、〇  
 九四一、四一七

同 四十二年 六四、〇  
 一、三二五、二四三

同 四十三年 六四、〇  
 九一八、六二七

同 四十四年七月十六日迄 六四、〇

同 七月十七日以後 一〇〇、〇

同 七月二十八日迄 一〇〇、〇

同 七月二十九日以後 一〇〇、〇

同 九月三十日迄 六四、〇

同 十月一日以後 一〇〇、〇

大正元年 一〇〇、〇  
 二、二三四、四三七

同 二年 一〇〇、〇  
 三、六三七、二六九

同 三年 一〇〇、〇  
 二、〇二二、六四四

同 四年 一〇〇、〇  
 四、五七、六〇六

同 五年 一〇〇、〇  
 三〇九、一五八

同 六年 一〇〇、〇  
 五、六四、三七六

同 七年 一〇〇、〇  
 四、六四七、一六八

同 八年 一〇〇、〇  
 四、六四二、三八二

同 九年 一〇〇、〇  
 四、六四二、三八二

同 十月三十一日迄 一〇〇、〇  
 四、七一、〇八三

同 十一月一日以後 一〇〇、〇

同	十年十一月二十一日迄	免	一〇〇、〇〇〇
同	十一月二十二日以後	除	……一、五九五、三七八
同	十一年十月三十一日迄	免	一〇〇、〇〇〇
同	十一月一日以後	除	……三、〇四三、九一二
同	十二年九月十一日迄	免	一〇〇、〇〇〇
同	九月十二日以後	除	……一、七六九、五五四
同	十三年七月三十一日迄	免	一〇〇、〇〇〇
同	八月一日以後	除	……

右表に就いて是を觀れば、關稅の存否及其額の高低と外米輸入量との間には、殆んど指示するに足るほどの關係が表はれて居らぬ。即ち例へば明治四十四年に於ては、關稅額は百斤につき從來六十四錢だつたものが一圓に増加せられたるに拘らず、輸入量は前年に比し殆んど倍量に垂んたるほどの増加を示して居る。又大正七年十一月一日以降大正八年を通じて關稅は免除されたるに拘らず、輸入量は多く増加せず、八年の輸入量は關稅が十月末日迄は存して居た七年の輸入量と伯仲の間に在る。又大正九年には十月末日迄關稅は免除されて居たのに、其の輸入量は前年の一割にしか及むで居らぬほどの少量であつた。たゞ僅かに大正十一年に於て、前年十一月二十二日以降其年の十月末日迄關稅免除あつたのに對應して、輸入量も前年に比し倍額の増加を示し居るを見る。

すべてこんな風だから、我國に於ける外米輸入量の増減は、常に關稅の存否高低と直接呼應して増減するものにあらざるを認めねばならぬ。然るに米穀輸入量の増減は、内地に於ける米作の

論叢 米價と關稅との關係に就て

第二十一卷 (第一號 四八) 四八

狀況と米價の高低とに依つて動かさるゝ所の甚だ直接なるは、争ふべからざる所であつて、其間の關係の頗る密接なるは、前に第一表及第二表の示す所に依て見るも明かである。

ともかく我國に輸入さるゝ外國産米は、内地に於ける米穀供給の不足し、米價の騰貴せる場合に、其の補充として輸入さるゝものであるから、之に關稅の賦課さるゝと否と、又その稅額の高低とは、多くその輸入量を増減せしむる力を有せず、稅は高くとも國內に入用なだけは輸入せられ、稅は免除されても國內の米穀供給潤澤で、米價低安なる際にはあまり多くの輸入を見ない。従て我國に於ける米穀輸入關稅の存否と高低とは、其の輸出國たる各地方に於ける米穀の相場に對しては、殆んど多く之を動かすに足るだけの影響を及ぼし得ざることゝなるのである。

さて右は我國に於ける米穀輸入關稅が、米穀輸出地に於ける相場に影響を及ぼせるや否やに就いての議論であるが、次に翻つて輸入關稅が我國内市場に於ける輸入米相場に對して如何なる影響を及ぼすかに就いて窺つて見る。

我國に於て米穀輸入關稅の初めて創設せられたるは明治三十八年七月のことであるが、その創設せられたる以後とその以前とに於て外國米相場は如何に相違せるか、其の相違に依て外國米輸入關稅の及ぼせる影響の有無を確かむるを得るや否やに就いては、私は前論文に於てかなり精密に之を探究した。そして探究の結果、關稅はたしかに外國米相場を騰貴せしめたることを確め得

た。然し乍らその騰貴の程度に至つては、關稅額の全額には及び得ないで、其の一部分にしか及び得ず、從て其の一部分は内地の外来消費者の負擔となりたるも、残りの部分は内地の外来輸入商人と輸出地の取扱商人との何れか若くはその双方かに依て、負擔されたりと見る外なきことも確め得た。<sup>11)</sup>

然らば其後に於ける實狀はどうであらうか。試に神戸に於ける輸入外國米相場に照して事情を窺つて見る。先づ西貢白米(一等米)の卸賣價格月別表の用ゆべきものがあるから、之を大正八年より十二年に涉る五年間に就いて示せば左表の通りである。<sup>12)</sup>(百斤當價格)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正八年	一三・〇〇	三・三三	三・三三	三・九七	一三・三三	一四・五五	一四・七〇	一六・〇四	一五・九七	一六・九〇	一六・七〇	
同 九年	一七・四〇	一八・四六	一八・七〇	一八・七〇	一六・七〇	一四・四七	一四・七四	一三・六	一三・〇二	一一・三三	八・三三	
同 十年	八・二〇	八・三三	八・三三	七・三三	六・三三	七・〇〇	七・〇〇	八・〇〇	一〇・〇〇	八・〇〇	九・三三	
同 十一年	七・七〇	七・六	七・三三	七・五	六・六	六・六	七・三三	七・〇〇	六・五	五・五	六・八	六・九
同 十二年	六・五	七・〇	七・〇	七・五	八・三	八・五	八・八	七・九	七・三	六・六	七・三	七・六

右表の數字中ゴシック活字で示されてある部分は關稅(百斤につき壹圓)の存した時期の相場である。即ち大正九年十月末日迄は關稅が免除されてあつたが、同年十一月一日より十年十一月二十一日迄は關稅が復活せられ、更に又同年十一月二十二日より十一年十月末日迄免除せられ、同年十一月一日以降十二年九月十一日迄又百斤壹圓の關稅が課せられたのである。そこで試に關

11) 『穀價ノ研究』九七——一〇四頁  
 12) 第二次米數統計 44 頁



稅の存する時期に於ける相場と其の免除された時期に於ける相場とを照し合せて見るに、大正九年十一月より十年十月に至る一年間には關稅賦課せられたるに拘らず相場は却つて著しく下落して居る。即ち關稅の影響は積極的には少しも表はれて居らぬ。若し此の時期にも關稅の影響あり得べかりしとせば、そはたゞ、關稅なかりせば更に下落すべかりし相場があつた程度の下落で止まつたのは關稅のお陰だといへば謂へるだけのことたるに過ぎぬ。然し關稅の此の働を數字的に實證することは出來難い。寧ろ率直に關稅の影響はなく、西貢米相場は大正七、八年と引續き一般的に内地市場に於ける米價の著しく高かつた勢に連れて、從て外國米に對する需要も増加した事情に連れて、騰貴の勢を續けて居たのだが、大正九年になつては、例の經濟界の瓦落の爲めに一般的に米價下落し、それに又前年來の外國米輸入量も多かつた結果として、西貢米相場も下落せざるを得なかつたものと見るを妥當とする。そして關稅は多く此の下落の勢を阻止するに足らなかつたのである。(その事情を攻ふるに就いては讀者は第三表を参照せられたい)。

次に關稅免除の行はれたる大正十年十一月以後の一ケ年の狀況について見れば、十年十月に西貢米相場は著しく騰貴せんとし、前月迄は七、八圓臺だつたものが急に十圓臺に上ぼつた。そこで十一月二十二日以降關稅免除は行はれたのだが、その結果騰貴せんとせし相場は抑へられ、翌月は八圓臺に落ち、次いで十一年一月からは七圓臺と六圓臺との間を昇降する程度の値頭を呈す

ることゝなつた。されば此の時期に當つては、關稅免除はたしかに其の效果を表はし相場を安からしめた。即ち大正拾年一月より十月に至る十ヶ月平均相場は七圓九拾五錢だつたのに、十一月以降の十ヶ月平均相場は七圓八錢に過ぎず、其間略ぼ關稅額に近い下落を見ることが出来た。そして其の時期に當つて内地産米の市價は決して下落しては居ず、却つて騰貴を示して居るから、右の下落が内地米相場の下落に促されて生じたものと見ることは出来ぬ。即ち大正十年の内地米平均相場は三十八圓三十一錢だつたのに、十一年の平均相場は四十四圓九十四錢といふ高位置を示して居る。(第二表參照)

然らば次に關稅の復活せられたる大正十一年十一月以後一ヶ年間に於ける狀況は如何にと見るに、前述の如く拾年の十一月に關稅免除になつて以後は十一年の十月に至るまで、相場は漸落の狀況を呈して居たのに、十一年十一月から又關稅が復活さるゝと共に相場は漸次騰貴の傾向に變じてしまつた。即ち關稅のなかつた十一年の一月以後十月に至る十ヶ月の平均相場は七圓七錢だつたのに、十二年の一月以降の九ヶ月平均では七圓七十錢となつて居る。關稅全額には及び得ないが、ともかく相場を騰貴せしめたことは争はれない。そして其間内地産米相場は如何に動いて居るかといへば、之とは反對に、十一年平均の四十四圓九十四錢から十二年の四十一圓二十一錢に下落して居る。(西貢米大正十一年全年平均相場は六圓九十二錢で十二年のそれは七圓五拾八錢

である。)して見れば此期に於ける西貢米の騰貴は關稅の影響と見る外はない。

是に據て觀れば西貢米に在つては、前に大正九年に關稅の復活された時には、關稅は相場を騰貴せしむるに足らず、其の下落の勢は關稅あるに拘らず著しく表はれたが、後の大正十一年の關稅復活の際には、相場を騰貴せしむる力を示した。そのみならず、其の中間關稅免除の行はれたる時期に當つては、相場を下落せしむることが出来た。然らば大體に於て、關稅の働は相場の上に表はれ、少からざる影響を與へたりと謂ひ得るとせなければならぬ。

然し之はたゞ西貢米に關してのことであり、又たゞ大正八年以降の五ヶ年間に表はれたゞけの現象である。私共は更に他の場合について探究を進めてみねばならぬ。そこで神戸に於ける蘭貢白米(特等米)卸賣相場について同様の觀察を試むる。併し之に關しては數字材料が大正十一年、二年だけしか整つて居ないから、止を得ずそれだけに就いて觀察する。(百斤價格)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正十一年	八〇	八三	七五	七〇	七〇	七五	七〇	七五	六七	六六	六二	六〇
同十二年	六五	七〇	七〇	七九	八四	八九	八六	八三	六五	七五	七五	

右表の示す所によれば、大正十一年十月までは關稅が免除されて居たのに、その十一月から百斤一圓の關稅が課せらるゝことゝなつた結果として、無稅だつた十一年に於ては一月以降相場は漸落して居たのが、十一、十二月にはまた關稅の影響は表はれなかつたけれど、十二年一月以降

となつては、相場漸騰の勢に轉じて來た有様を見ることが出来る。即ち大正十一年一月以後十ヶ月間の平均相場は七圓三十二錢だつたのに、十二年一月以後の九ヶ月平均相場は七圓九十五錢となつた。此間内地産米相場はといふに大正十一年の全年平均相場四十四圓九十四錢だつたものが、十二年の平均相場は四十一圓二十一錢に下落して居るから、右蘭貢米相場の騰貴は内地米相場に促されて生じた現象ではなく、又内地米が安いものだから蘭貢米に對する需要の増したる爲めに生じた現象とも見られない。全く關稅の復活されたる爲めに表はれたものと見る外はない。即ち關稅は蘭貢米相場の上に其の效果を示したのである。

そして大正十二年九月に關稅免除さるゝと共に翌月からは蘭貢米相場は下落し始めた。八圓臺から急に六圓臺に落ち、翌々月から年末迄七圓臺に止まつて居た。然し此の時期は關東大震災の時期に當つて居るから、相場下落の原因が關稅免除以外、外國米の輸入供給増加其他の事情にも存するを否み難い。併し關稅免除も其の原因を爲して居ることは争ひ難い所であらう。

次に神戸に於ける暹羅白米(一等米)の卸賣價格について同様の觀察を試むる。之については大正十一、二年だけしか數字の用ゆべきものがないから、それだけについて見るが、大正十一年十一月に關稅が復活さるゝと共に、それまで漸落の狀況を呈して居た相場は逆に段々騰貴の勢に轉じ、其狀蘭貢米や西貢米に於けると異なる所がない。即ち十一年の平均相場は百斤七圓五十六錢だ

つたものが、十二年には平均八圓二十四錢となつた。正に七十錢の値開を示し、關稅全額には及ばないが、ともかく關稅は相場を高からしめた。

次に神戸に於ける東京白米(一等米)卸賣價格について見れば、大正九年十一月に關稅が復活されたるより、相場は如何に變動したかといへば、其の關稅の爲めに騰貴せしめらるゝことはなく大いに低落した。即ち大正九年一月以降十月迄の平均相場は百斤十五圓十八錢だつたのに、十年一月より十月迄の平均相場は八圓十二錢にしか及び得なかつた。されば此の時期に當つては前に西貢米について之を示した所と同様に東京米に在つても、關稅は積極的に相場を騰貴せしむるに足らず、若し其働ありたりとせば、そはたゞ關稅なかりせば更に大に相場下落を見べかりしに、關稅のあつた爲めに、あの程度の下落ですむだといひ得るに過ぎぬ。東京米については大正十一、十二年の相場が示されていない<sup>15)</sup>。

以上西貢米と蘭貢米と暹羅米と東京米との各々について觀察した所を綜合して攷ふるに、輸入外國米に在つては、關稅はかなり著明に其影響を相場の上に表はして居ることが認めらるゝ。然かも其影響は大正十一年に於ける關稅復活の際に於て最も著明であつて、其の復活されたる約一年間に於ては、内地米相場はかなり大きな下落を示して居るに拘らず、外國米の方は却つて騰貴したのである。従つてその騰貴は關稅の課せられたる結果と見る外はなく、若し輸出地に於て其

15) 第二次米穀統計 44 頁

16) 同書同上

の輸出米の相場を高からしむる有力なる原因が存在したならば格別だが、然らざる限り、我國內に於ける輸入米相場の高かつたのは、關稅の影響と見ねばならぬ。併し茲には輸出地に於ける當時の米價狀況を見る材料が無いから、關稅以外に在つて外國米相場を高からしめたるべしと思はるゝ事情の指摘論證すべきものがない。同時に又當時關稅の爲めに表はれた相場騰貴の程度に至つては、關稅全額には及ぶ能はず、從て關稅の一部分は我が國內の外米消費者に依つて負擔せられたけれど、其の一部分は外米輸入商人又は生産地の生産者の何れかによつて負擔せられたものと見ることが出来る。

次に關稅の影響は、大正九年の關稅復活の時期に際しては、何れの産地外米に於ても積極的に其の我國内に於ける相場を騰貴せしめたる所なく、其働は消極的に終つた。

そして大正十年の關稅免除期に在つては、關稅は又明かに其影響を示し、外米相場を下落せしめた。即ち其の時期に當つては内地産米の相場は騰貴したのであるから、外米相場の下落は關稅免除の結果と見る外はない。然かも其の下落の程度は關稅額以上に及むで居る。されば其の當時外米輸出地に於て輸出米價格を下落せしむる他の有力なる原因の存せざる限り、我が輸入關稅は其働を表はしたと見て差支ないのである。然し他の原因が輸出地に於て存在したか否かを立證するに足る資料はないから、それについては茲に立入つて論議する餘地がない。しかも尙ほこの關

稅免除の影響を窺ふについては、手許に在る材料では、たゞ西貢米に關してのみ數字が備はつて居るに過ぎぬから、それだけの材料で結論めいたことを立言するは危險であることも認めねばならぬ。

要するに、茲に用ゐ得らるゝ材料だけに依て觀察すれば、外國米に對する輸入關稅は、我國内に於ける外國米相場に對しては、かなり著明な影響を及ぼし、關稅賦課されるれば多少其の相場を高からしめ、關稅免除されるれば多少相場を下落せしむる力を有すと見て大過ない。固より外國米相場は大體の傾向に於ては内地產米相場に順應して高下して居るが、輸入關稅の存廢に依つて、其の大勢順應の中に在つて多少の變調を生ずる次第である。

## 五 關稅と内地產米價

前項に論示する所は、米穀輸入關稅が、外國より輸入されたる米穀の價格に對して如何なる影響を及ぼせるかの點であるが、次に轉じて論究すべき所は、關稅が内地產米價に對して如何なる影響を及ぼせるかの點である。そして此點は關稅が内地に於ける米穀の生産に對して保護關稅としての實際的效力を有するや否やを見定むる爲めには、甚だ重要な點であつて、若し關稅の存廢が内地產の米穀に對して其の價格を高下せしむる働を有することの實證されるれば、そは保護關

税として内地に於ける米穀生産を奨励する上に効果を有し得れど、若し然らずして其の存廢が内地産米價の上に影響する所なきに於ては、その存廢は保護政策上の見地よりすれば、殆んど意義を有し得ざることとなる。

此點に關する實狀は果して何うであらうか。試に明治三十八年以後大正十二年に至る米價の月別變動を關稅の存廢及其率の高低と照し合せて窺つて見ることにする。

前に外國米内地相場を示す場合に神戸市場に於けるその相場を用ゐたから、茲にも内地産米神戸市場相場を用ゐる。(米肥市場標準中米(玄米)一石建價格)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
明治三十八年	三・四四	三・三六	三・〇〇	二・九	二・四四	二・五	二・九	三・〇	三・六	三・一	三・一	三・〇	三・三
同 三十九年	三・四	三・三	三・六	三・六	三・八	四・三	四・〇	四・六	四・九	四・六	四・六	四・六	四・〇
同 四十年													三・五
同 四十一年													三・〇
同 四十二年													三・八
同 四十三年													三・三
同 四十四年	一四・九	一五・〇	一六・五	一六・六	一七・七	一七・七	一八・五	二〇・五	二〇・九	二〇・六	二〇・六	二〇・三	一七・五
大正元年	一五・五	一〇・三〇	一〇・元	一〇・三	一〇・七	三・六	三・九	三・〇	三・三	三・三	三・三	三・六	三・〇
同 二年													三・九
同 三年													三・五
同 四年													三・五

論叢 米價と關稅との關係に就て 第二十一卷 (第一號) 五七 五七





と見なければならぬのであつて、其の減收の豫想のつきかけて來た八月頃から米價騰貴の勢の造り成されたのは、愈々以て此の事情を立證するものと謂はねばならぬ。されば此の騰貴の勢は其後引續き米收量比較的少く、明治三十九年には四六・三〇二、五三〇石其翌年には四九、〇五二、〇六五石といふ風だつた爲めに、すつと繼續し、各年平均相場は前表に之を見るが如く三十八年の一二・三九圓は翌年には一四・〇四圓となり次年には一五・五二圓となり次年にもやはり一五・〇八圓を唱へる有様であつた。たゞ四十一年に至り收獲五一、九三三、八九三石に及むだ爲めに、其翌年は又五二、四三七、六六二石に及むだ爲めに、四十二年には相場下がり平均相場一二・八三といふ數字を見ることゝなつた。

此間明治三十九年には十月一日より關稅率改められ、每百斤六十四錢とせられたが、前率に比し每百斤一厘の差を見ることゝなつたに過ぎなかつたから、それは元より米價に影響を及ぼすほどのことではあり得なかつた。

されば明治三十八年八月以後に於ける米價騰貴の勢は、一方には米穀收穫量の減少といふ事實あり、それに又新に輸入關稅も賦課さるゝに至つた爲めに、其の二重の理由に依つて促された現象と見るが、最も無難な見方であらう。その騰貴は米收穫の減少に原因し關稅賦課に刺戟されて表はれた現象と見るも亦大過なかるべく、主因は收穫の少かつたことに存し、副因として關稅

が働いたと見てよいかも知れぬ。

次に米穀關稅は明治四十四年七月十七日以後同月二十八日迄每百斤一圓に増されたが、七月二十九日から九月三十日迄は再び百斤六十四錢に低減せられ、十月一日以降四十五年五月二十七日迄はまた百斤一圓を課せらるゝことゝなつた。此間米價は如何に變動したかを見るに、七月には前月の一七・七二圓から一八・六二圓に騰貴したけれど、之は一月以降引續いて漸騰の勢にあつたその勢の表はれただけのこと、別に關稅の影響の窺はれるほどの著しき變動を見なかつた。次で八、九の二ヶ月は關稅は六十四錢に下げられたに拘らず米價は依然騰貴の勢を續け所謂端堺期相場を示して居る。そして十月一日以降は如何にと見るに、關稅は一圓に増加されたるに拘らず、相場は十一月から下落し翌年三月に至つて漸く八月の相場標準にまで戻つて來た。）

されば此の時期に當つては米價の上には殆んど何等關稅の影響の認むべきものがない。たゞ大正元年及其翌年に於て米價の概して高かつたことには多少關稅増徴といふ事實が原因として働いて居るか知れぬが、同年及翌年には米穀收穫量も共に五千二十萬石ばかりであつて、明治四十四年に比し百五十萬石も減收の状態であつたから、此の事情が又米價騰貴の原因として働いた所も見道し難い所で、其方が寧ろ有力な原因であつたらうと思はれる。といふのは 其後關稅は大正七年十月末日まで每百斤一圓といふ率で少しも動かなかつたに拘らず、大正三年四年五年六年と

引續いて米收穫量の著しく多かつた爲めに、米價は又著しき下落を來たし、三年平均相場は前年の二一・九一圓より急に一五・七五圓に下り、其後引續き一三・〇五圓一三・九七圓一九・八一圓といふ狀況を呈したのに照し致へて、さう見る外はないからである。

次に關稅免除の行はれた大正七年十一月以後大正九年十月末日迄に至る間に於ける狀況はと見るに、免除の行はれた大正七年十一月から翌年の上半期間は七年八月及十月の相場に比すればやゝ低い相場を見ることが出來たけれど、之は關稅免除の爲めに表はれた現象ではなく、新米が廻り所謂出盛期相場を出現したまでのことで、其の期間内に於ても相場は漸騰の勢を示し、終に大正八年十二ヶ月間の平均相場は四七・一八圓といふ驚くべき高價となり、前年の平均三三・一〇圓に比し甚しき懸隔を生じ、關稅免除は此勢を如何ともすることが出來なかつた。その翌年も關稅は引續き十月末日迄免除されてあつたに拘らず、相場は依然として高く年平均四五・七一圓であつた。

されば此の期間にあつては關稅免除の効果は積極的には認め得べき所なく、強いていへば、若し關稅免除なかりせば更に騰貴すべかりし相場が免除の行はれたる爲めにあの程度の騰貴で済むのだと謂はゞ謂へるまでのことたるに過ぎぬ。然しそんな謂分はたゞ申譯的な又氣安めのな謂分たるに過ぎざるは、騰貴の勢のあまりに著大だつたことから見て誰の目にも明かである。併し

ただ注意すべきことは、此期に於ける米價の驚くべき騰貴は、一般物價騰貴の勢に連れて表はれた現象で、主として貨幣價值の下落に基因するから、關稅の影響は有無ともに、たゞ前の時期の相場と比較しただけでは、實は正確なことは謂ひ得られないことである。之を確かむる爲めには物價指數を援用して研究を試みねばならぬ。

次に關稅の賦課せられたる大正九年十一月より翌年十月迄と、又その免除されたる十年十一月より翌年十月迄との狀況に就いて見るに、九年より十年にかけての關稅賦課の一年間に於ては關稅の積極的な影響の指示さるべきもなく、米價は關稅あるに拘らず漸落の勢を續けた。そして其の後の一年間は關稅免除されたるに拘らず、米價は漸次騰貴した。即ち大正九年十一月以後の一年間に於ける十二ヶ月平均相場は三〇・三九圓なるに、次の一年間のそれは二八・二七圓であつた。

次に又大正十一年十一月から十二年九月十一日迄は關稅が賦課されたのだが、此のの時期に於ても亦關稅は米價を騰貴せしむるに足らず、米價は下落を續けその一年平均相場は二九・二〇圓に過ぎず、前年の三八・二七圓に比し夥しき下落を見せた。

されば大正九年より十二年に至る間の三時期について之を見るも、關稅の直接の影響は、米價を騰ぼす上にも下落せしむる上にも、何等積極的の働として表はれたる所がない。たゞ若しその

效果ありたりとせば、それは前の時期について之を見たやうに、關稅があつたならば、更に騰貴すべき米價があの程度の騰貴で済むのだと謂はゞ謂ひ得べきと、更に下落すべかりし米價が關稅の賦課されたる爲めに、あの程度の下落で済むのだと、謂はゞ謂ひ得べきとに過ぎぬ。然しかる消極的な働が果して有つたか無いかに就いては、更に立入つた研究を行つて、之を論證せなければならぬ次第で、その論證の行はれざる限りは、たゞそんな謂分も立ち得べき可能性ありといふことを理論上承認せねばならぬだけのことである。

茲に於てか結論としては、米穀關稅創定されて以來大正十二年に至る十九年間の實狀に於ては、米穀關稅は存廢ともに、内地産米價の上には、殆んど積極的な影響を及ぼすことなく、それが賦課さるゝも米價は騰貴せず、それが廢止さるゝも米價は下落せなかつたと謂ふことが出来る。米價は關稅の有無に拘らず、生産狀況の如何に依つて變動し。又一般物價に伴つて變動した。そして關稅は此等の原因に依る米價の變動を積極的に轉換せしむるほどの力は表はし得なかつたのである。以上はたゞ神戸市場に於ける米穀相場に就いてだけの論證であるが、東京市場及大阪市場に於ける相場に就いて見るも、事情は同一様である。<sup>18)</sup>茲に又更に一々論證を試むる必要はあるまい。

總べて上に論示する所の如くなるが故に、之を總括して攻ふれば、我國に於ける米穀輸入關稅は、輸入さるゝ外國米の内地市場相場に對しては、積極的に之を動かす、關稅賦課さるれば市價

を高からしめ、免除されるれば市價は下落するといふ現象を示すに足るけれど、内地に於て生産する、米穀の價格に對しては、毫も積極的に關稅の賦課さるゝに依て其の相場を騰貴せしむる力を有せない。従て關稅免除さるゝも内地産米價は下落することがない。即ち外國米に對すると内地産米に對するのことで、それが米價の上に及ぼす影響はよほど趣を異にすることが、結論として成立し得る次第である。

茲に於てか、米穀關稅の存廢と其率の高低とは、社會政策上には、輕からざる意義を有するに反して、經濟政策上には——切言すれば内國農業保護の爲めにする内地米穀生産獎勵の手段としては——殆んど其の效力の認むべきものがない。即ち關稅の存廢と率の高低とは、外國米を消費する無産階級中の多くの人々には、大いなる利害關係を有するけれど、關稅あるも内地農家の爲めに米價を高からしめて其の利益を増すことはなく、又その免除されたることも農生産者に直接の利害關係を及ぼすことはない。

以上私の論議は、數學的に十分なる精確さを以て行はれなかつたのであつて、米穀關稅の米價に及ぼす影響を考察するに就いては、その積極消極兩方面ともに更に一層精確に行はるゝを要する。後日機會を得て更に之を試むるであらうが、今はたゞ私の數年前に公にした論文の補充として、その程度の論究を爲すに止めて置く。